

# 第 1 章 利用者のために

## 1-1 本書の集録範囲

本書は、厚生労働省健康局水道課所管の「令和4年度水道統計調査」を基礎として、その一部をその他の資料で補完し作成したものである。従って、特に年月日等の記載がない場合は、令和5年3月31日現在または令和4（2022）年度実績である。

## 1-2 水道とは

水道とは、導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体をいう。ただし、臨時に施設されたものを除く。（水道法第3条）

水道法でいう施設の総体とは、下図の取水から配水までの各施設をいう。

また、臨時に施設されたものとは、工事現場等の仮設給水施設、災害対策用応急給水施設等のことをいう。

取水施設： 水道の水源である河川、湖沼、地下水等から水道原水を取り入れるための取水堰、取水塔、取水柵、浅井戸、深井戸、取水管、取水ポンプ等の設備及びそれらの附属設備。

貯水施設： 水道の原水を貯留するためのダム等の貯水池、原水調整池等の設備及びそれらの附属設備。

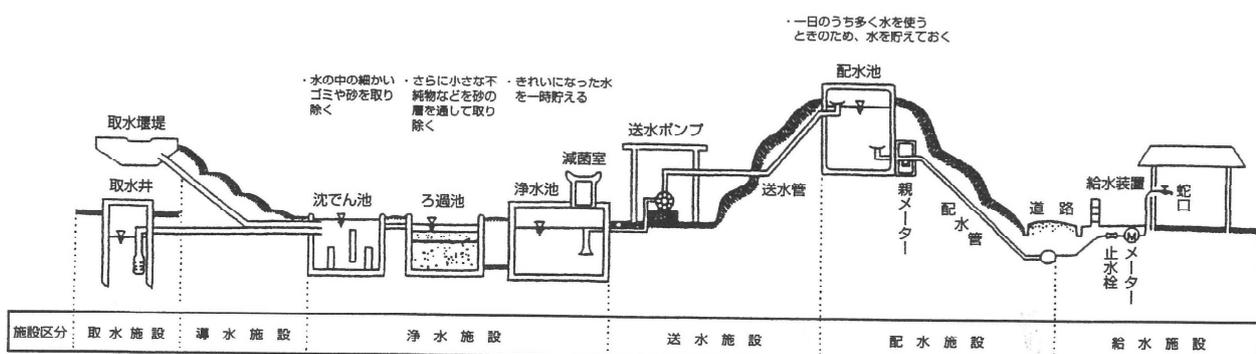
導水施設： 取水施設で取り入れた水を浄水施設へ導くための導水管、導水路、導水ポンプ等の設備及びそれらの附属設備。

浄水施設： 原水を人の飲用に適する水として供給し得るように浄化処理するための設備で、凝集、沈殿、ろ過等のための設備、浄水池、浄水場内のこれらの設備間の連絡管等の設備、消毒設備及びそれらの附属設備。

送水施設： 浄水施設で浄化処理された浄水を配水施設に送るための送水管及び送水ポンプ等の設備及びそれらの附属設備。

配水施設： 一般の需要に応じ、又は居住に必要な水を供給するための配水池、配水管及び配水ポンプ等の設備及びそれらの附属設備。

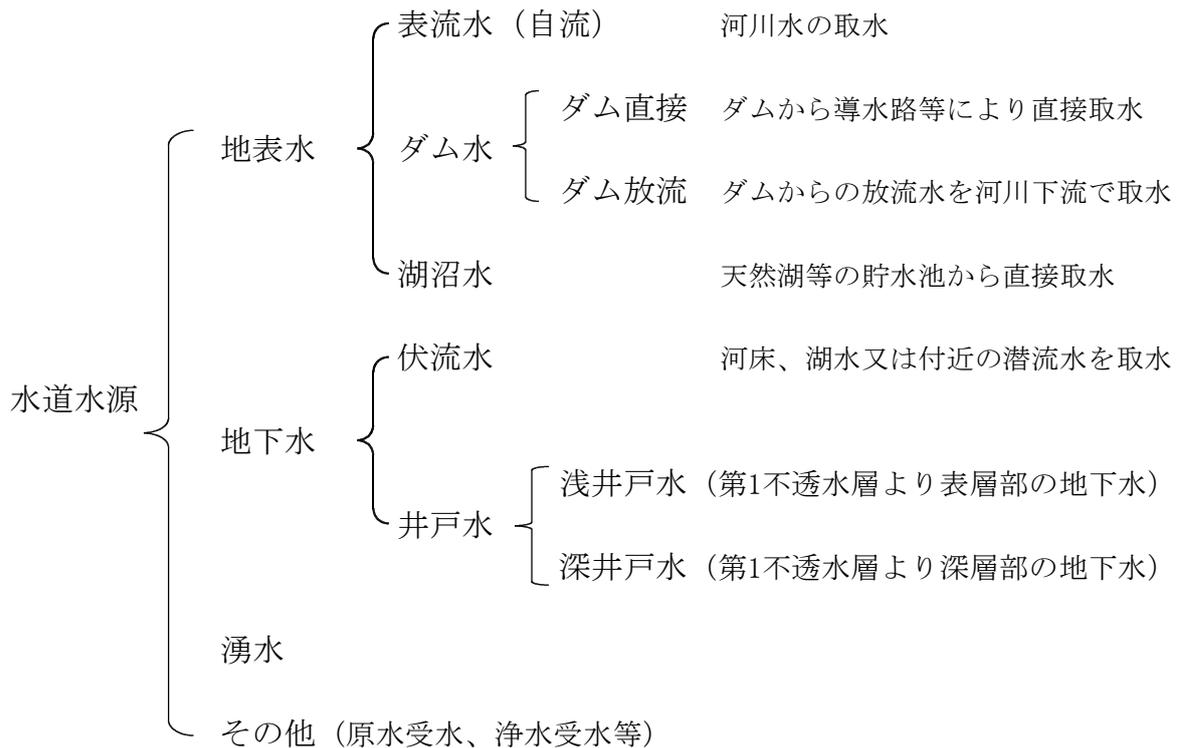
## 水道施設の概要



1-3 水道の定義及び分類



#### 1-4 水道水源の区分



#### 1-5 水道普及率

現状における給水人口と行政区域内総人口の割合。

$$\text{水道普及率（\%）} = \frac{\text{現在給水人口}^*}{\text{行政区域内総人口}} \times 100$$

※現在給水人口＝上水道人口＋簡易水道人口＋専用水道人口（自己水源によるもの）

#### 1-6 水質検査実施機関

- (1) 自己検査 : 水道事業者が自己の検査施設で検査。
- (2) 他の水道事業 : 検査施設を有する他の水道事業者に検査を依頼。
- (3) 登録検査機関 : 水道法第20条第3項に基づく登録検査機関。  
(厚生労働大臣登録検査機関)

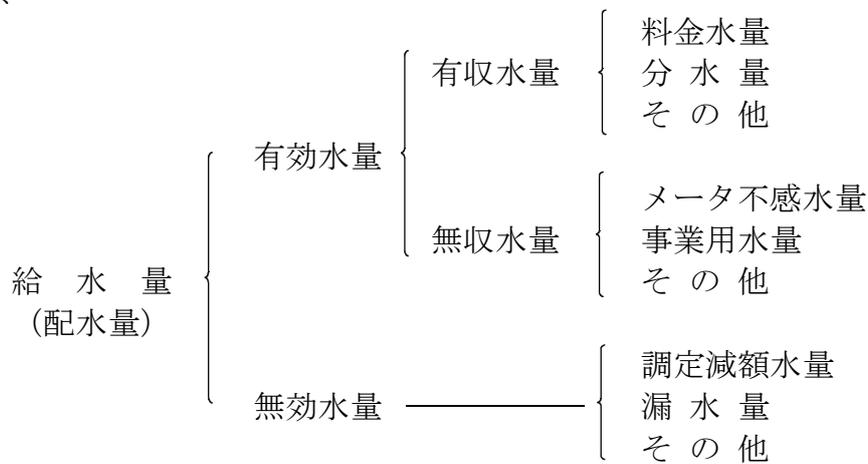
※水道法第20条第1項：水道事業者は、厚生労働省令の定めるところにより、定期及び臨時の水質検査を行わなければならない。第3項：水道事業者は、第1項の規定による水質検査を行うため、必要な検査施設を設けなければならない。ただし、当該水質検査を、厚生労働省令の定めるところにより、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者に委託して行うときは、この限りでない。

### 1-7 水道法上の水質の要件

水道法は、水道により供給される水が備えなければならない水質上の要件を次のとおり規定している。（水道法第4条）

- (1) 病原生物に汚染され、又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を含むものでないこと。
- (2) シアン、水銀その他の有毒物質を含まないこと。
- (3) 銅、鉄、フッ素、フェノールその他の物質をその許容量をこえて含まないこと。
- (4) 異常な酸性又はアルカリ性を呈しないこと。
- (5) 異常な臭味がないこと。ただし、消毒による臭味を除く。
- (6) 外観は、ほとんど無色透明であること。

### 1-8 給水実績



- \* 有効水量 使用上有効と見られる水量（有収水量＋無収水量）
- \* 有収水量 有効水量のうち料金徴収及び収入の対象となった水量。
- \* 無収水量 有効水量のうち料金徴収及び収入の対象とならない水量。  
（公園用水、公衆トイレ、消火用水、メーター不感水量等）
- \* 無効水量 漏水等による損失水量及び不明水量。
- \* 有効率  $\text{年間有効水量} / \text{年間給水量} \times 100$
- \* 有収率  $\text{年間有収水量} / \text{年間給水量} \times 100$
- \* 稼働率  $1 \text{ 日最大給水量} / \text{施設能力} \times 100$
- \* 負荷率  $1 \text{ 日平均給水量} / 1 \text{ 日最大給水量} \times 100$
- \* 利用率  $\text{年間給水量} / \text{年間取水量} \times 100$

1-9 水道事業等の認可区分

区分	事項	認可等の権限又は申請書等提出先		
		厚生労働大臣	県知事	その他
水道事業	事業認可(法第6条第1項) 変更認可(法第10条第1項) 事業休止・廃止許可 (法第11条)	計画給水人口が50,000人を超え、かつ、1級及び2級河川の流水を水源とするもの。 (但し、変更認可は 水源の種類、取水地点、浄水方法の変更で総工事費 1億円以下のものを除く。また、①その変更が省令で定める軽微なもの、②その変更が他の水道事業の全部を譲り受ける場合は「届出」)	左記以外	
用水供給事業	事業認可(法第26条) 変更認可(法第30条) 事業休止・廃止許可 (法第11条準用)	計画1日最大給水量が25,000m <sup>3</sup> を超え、かつ、1級及び2級河川の流水を水源とするもの。 (但し、変更認可は 水源の種類、取水地点、浄水方法の変更で総工事費 1億円以下のものを除く。また、①その変更が省令で定める軽微なもの、②その変更が他の水道事業の全部を譲り受ける場合は「届出」)	左記以外	
専水用道	布設工事(新設、増設、改造)の確認(法第32条)	国が設置するもの。(届出書を提出)	左記、右記以外 (確認申請書を提出)	市及び事務権限移譲町村が設置するもの
簡水易道専用	設置の通知 (県事務取扱要領)			地域県民局長あて設置通知書提出。 ただし、市及び事務権限委譲町村を除く。
小水規道模	布設工事(新設、増設、改造)の確認(県条例第5条)		確認申請書 (地域県民局長経由)	事務権限移譲市町村が設置するもの。

(注) 法・・・水道法(昭和32年6月15日法律第177号)

県事務取扱要領・・・簡易専用水道事務取扱要領(昭和60年4月8日)

県条例・・・青森県小規模水道規制条例(昭和47年12月23日青森県条例第46号)